

雪寒地帯の振興に関する要望

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 雪寒地帯における市町村道の除雪費に対する安定的な財政措置を講じること。

また、雪寒指定路線の指定に当たっては、地域の実態に応じて弾力的な運用を図ること。

2. 除雪体制を維持するため、建設機械整備事業の採択基準の緩和や都市が除雪機械をリースにより確保した場合の財政措置を講じるなど、除雪機械整備事業の拡充を図ること。